

広域ものづくりネットワーク形成支援事業 中核企業（提案主体）認定基準

広域ものづくりネットワーク形成支援事業の中核企業（提案主体）にお申込みを希望される方は、以下の認定基準をもとに、案件内容のヒアリングや申請書等の確認をさせていただきます。

なお、ヒアリング等の内容によっては、他事業をご紹介させていただく場合がございます。予めご了承ください。

【基準】

（１）提案の実現可能性

提案先が想定できているか。大手企業等への提案か。一般消費者向け製品の場合は製品等が具体化しているか。

（２）技術関係

製品開発・改良に関しコア技術、関連技術を有しているか。製品開発・改良に関し不足する技術を補う参画企業等の探索が可能か

（３）事業趣旨との合致性

企業探索・専門家派遣等、本事業の支援が必要か。支援内容を理解しているか

（４）開発の計画性

製品開発・改良に関し計画性をもって取組んでいるか。期間を定めているか

（５）社内体制

製品開発・改良に関し、人材、予算等の社内リソースを有しているか

（６）主体性・取組意欲

申請企業が主体性をもって開発に取り組めるか

（７）その他

別表1 すべてに該当するもの

別表 1

<p>1 次の(1)～(4)のいずれかに該当する法人、個人事業者、又は中小企業団体等である</p> <p>(1) 製造業・その他業種：資本金3億円以下又は従業員300人以下</p> <p>(2) 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下</p> <p>(3) サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下</p> <p>(4) 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下”</p>
<p>2 次の(1)～(4)をすべて満たしている</p> <p>(1) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していない</p> <p>(2) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していない</p> <p>(3) 役員総数の2分の1以上を大企業・外資の役員又は従業員が兼務していない</p> <p>(4) 大企業が実質的な経営に参画していない。</p> <p>※ 中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合は大企業とみなさないものとする。</p>
<p>3 東京都内に登記簿上の本店または支店がある。個人事業者においては申請日現在で、東京都内に開業届出がある</p>
<p>4 都内事業所における常用の事業活動拠点としての事業継続が、申請日現在で2年以上である</p>
<p>5 税金等を滞納していない。また、東京都及び公社に対する賃料・使用料等の支払いに滞りが無い</p>
<p>6 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可決定確定後は除く）</p>
<p>7 自社及び関係者に東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者はいない</p>
<p>8 【一般消費者向け製品のみ】直近2期の売上構成比率のうち一般消費者向け製品の売上平均が2割未満であること</p>